

主催：京都商工会議所、大阪国税局

～2023年10月1日に導入の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」対応に向けて～

消費税軽減税率制度に
関連して導入される

「インボイス制度」説明会

2019年10月より実施される消費税率の引き上げと軽減税率制度の導入に関連して、4年後の2023年10月1日より新たに「インボイス制度」が導入されます。これは複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことで、「適格請求書等保存方式」とも呼ばれます。このインボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。この制度が始まることにより、適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書・領収書等への必要な事項を記載するなどの対応が必要となります。

本説明会では、改めて軽減税率制度の概要説明を行った後、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の仕組みをはじめ、必要となる記載事項、制度開始までのスケジュールや経過措置等について詳しく説明致します。

【日 時】 2019年9月10日（火）14:00～15:30（受付13:30～）

【場 所】 ルビノ京都堀川 地下1階 「平安の間」

（京都市上京区東堀川通下長者町下ル ☎075-432-6161）

*会場の駐車スペースには限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

【講 師】 大阪国税局 課税第二部 消費税課 軽減税率制度係

【内 容】
☞ 消費税軽減税率制度の概要
☞ 区分記載請求書等保存方式（2019年10月1日～2023年9月30日）
☞ 適格請求書等保存方式＜インボイス制度＞（2023年10月1日～）
・適格請求書とは ・制度開始までのスケジュール ・経過措置 等

【参加費】 無 料 【定 員】 先着100名

*お申し込み多数（定員超過）の場合は、お断りのご連絡を申し上げますことがございます。

*参加証の発行及び受付完了のご連絡は致しませんので、直接会場へお越し下さい。

*残暑が予想されますので、クールビズスタイル（軽装）にてお越しください。

■申込方法■ 下記申込フォームにご記入のうえ、FAXまたはHPからお申込み下さい。

■問合せ先■ 京都商工会議所 洛北ビジネスサポートデスク(担当：古賀、水口)TEL：075-701-0349

FAX：075-791-8505 京都商工会議所 洛北ビジネスサポートデスク行

◆インボイス制度説明会◆ 参加申込書

*社名・屋号： _____

*役職名： _____ *氏名： _____

*役職名： _____ *氏名： _____

*所在地：（〒 _____ ） _____

*E-mail： _____ *TEL： _____

※ご記入いただいた個人情報は、本事業の管理・運営のため、主催者の各種連絡や情報提供に利用させて頂くほか、講師に参加者名簿を提供する場合がございます。

